

自動車保険改定のご案内

いつも日新火災をお引き立ていただき、ありがとうございます。

さて、弊社では2018年1月1日以降を保険始期とする自動車保険について、以下のとおり改定を行うこととなりました。つきましては、主な改定内容をご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

I 補償・サービスの主な改定内容

1 対物賠償責任保険の改定

(1) 保険金額の無制限化

高額な賠償金が発生する対物事故からお客さまをお守りするため、記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用8車種のノンフリート契約のお客さまについては、対物賠償責任保険の保険金額を一律「無制限」とします。

(2) 「対物超過修理費特約」の基本補償化

約9割のお客さまに選ばれている「対物超過修理費特約」の補償内容を対物賠償責任保険の基本補償に組み込みます。
※「記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用8車種のノンフリート契約」以外のご契約について、この補償が不要なお客さま用に「対物超過対象外特約」を新設します。

2 人身傷害補償保険の改定

(1) 「傷害一時金特約」の基本補償化

「傷害一時金特約」の補償内容(3日以上の入通院で5万円の一時金をお支払)を人身傷害補償保険の基本補償に組み込みます。

※この補償が不要なお客さま用に「傷害一時金対象外特約」を新設します。

(2) 「傷害一時金2倍特約」の新設

基本補償となった5万円の傷害一時金を10万円に引き上げることができる「傷害一時金2倍特約」を新設します。

3 「ドライビングサポート24」のサービスの拡充

(1) 引上げ・引下ろしサービス:これまで、タイヤ1本のみ作業に限り無料としていましたが、タイヤの本数にかかわらず作業費用合計10万円までを無料とします。

(2) 牽引・搬送サービス:自家用8車種に限り、無料による牽引・搬送距離をこれまでの100kmから200kmに延長します。

II ASV(先進安全自動車)割引の導入

AEB(衝突被害軽減ブレーキ)装置が装着されたお車に対して9%の割引を適用します。

ご契約のお車	割引の適用条件(すべてを満たす場合)
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ● AEB装置が装着されていること。 ● 型式別料率クラス制度を適用していること。 ● お車の型式の発売年月が、保険期間の初日の属する年から3年を減じた年の4月1日以降であること。 <p><例>保険期間の初日が2018年1月1日の場合 2018年-3年=2015年 →2015年4月1日以降に発売された型式が対象</p>
自家用軽四輪乗用車	● AEB装置が装着されていること※。

※2020年1月を目的に、自家用軽四輪乗用車にも型式別料率クラス制度が導入される予定です。その際には、自家用普通乗用車および自家用小型乗用車と同じ適用条件となり、型式別料率クラス制度の適用がないこと、またはお車の型式の発売年月によって、割引適用の対象外となる可能性があります。

項目	概要
「他車使用・管理危険補償特約」、 「他車使用・管理危険補償特約 (二輪・原付)」の改定	<ul style="list-style-type: none"> 他の自動車の車両損害は、これまでご契約のお車の対物賠償責任保険で補償していましたが、これをご契約のお車の車両保険で補償します。 ご契約のお車に「人身傷害補償保険(実損払)」や「人身傷害補償保険(定額払)」がセットされている場合に、被保険者が自ら運転者として他の自動車を使用中のケガに対しても、これらの補償を適用します。
「臨時代替自動車補償特約」の改定	<ul style="list-style-type: none"> 他の自動車の車両損害は、これまでご契約のお車の対物賠償責任保険で補償していましたが、これをご契約のお車の車両保険で補償します。 記名被保険者が個人のノンフリート契約についてもこの特約を自動的にセットします。
「被保険自動車の入替における自動補償特約」の改定	これまで新たに取得した同一の用途車種のお車について入替のお手続を忘れた場合でも、取得した日の翌日から「30日以内」にお手続を取れば、その間の事故について入替自動車をご契約のお車とみなして補償の対象としていましたが、「31日以降」にお手続を取った場合でも対人・対物事故に限り、補償の対象とします。
ノンフリート多数割引の適用条件の変更	団体扱・集団扱契約に対してノンフリート多数割引を適用します。 (2台:1%、3~5台:3%、6台以上:5%)
保険料のお支払方法に関する特約の変更	「初回保険料の払込みに関する特約」がセットされている契約について、初回保険料のお支払時期を一律、保険始期月の翌月とします。
「保険料分割払特約」等の改定	2回連続して払込期日までに分割保険料のお支払がなかった場合に、弊社から契約を解除できる規定を追加します。
「無保険車傷害保険」の改定	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害は補償しない規定を追加します。

直近の損害率実績等を踏まえ、保険料水準の見直しを行います。

ご契約のお車の種類やご契約条件によっては、保険料が引上げや引下げになる場合があります。実際にご契約いただくにあたっての保険料は、保険契約申込書などにてご確認ください。

(特約の名称について)

対物超過修理費特約は「対物超過修理費補償特約」、対物超過対象外特約は「対物賠償損害に関する対物超過修理費用補償対象外特約」、傷害一時金特約は「人身傷害補償保険における傷害一時金補償特約」、傷害一時金対象外特約は「人身傷害補償保険における傷害一時金補償対象外特約」、傷害一時金2倍特約は「人身傷害補償保険における傷害一時金の2倍支払特約」の略称です。

(用語のご説明)

用語	説明
型式別料率クラス制度	自家用普通乗用車および自家用小型乗用車について、お車の型式ごとに事故の実績をランク付けし、保険料に反映させる制度のことをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に運転する方または所有する方のうち、保険契約申込書などに記載の方をいいます。法人の場合は、その法人となります。
ご契約のお車	ご契約いただく保険の補償の対象となるお車で、保険契約申込書などに記載の自動車(被保険自動車)をいいます。
自家用8車種	①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑤自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車(キャンピング車)の用途車種のお車をいいます。
ノンフリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が9台以下のご契約をいいます。
被保険者	ご契約いただく保険の補償の対象となる方をいいます。

このチラシは新総合自動車保険(ユーサイド)の改定の概要を記載したものです。詳細につきましては、新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社までご照会ください。



日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL 03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[受付時間9:00~17:00(土日祝を除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら

サービス24

受付時間

24時間・365日

フリーダイヤル **0120-25-7474**

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●お問い合わせ